

30会 監 第 350 号

平成31年 1 月 28 日

会津若松市長 室 井 照 平 様

会津若松市監査委員 江 川 辰 也

会津若松市監査委員 戸 川 稔 朗

公の施設の指定管理者監査の結果について（報告）

下記のとおり会津若松市監査基準に準拠して公の施設の指定管理者監査を行ったので、地方自治法第 199 条第 9 項の規定によりその結果を報告する。

記

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体等に対する監査（公の施設の指定管理者監査）

2 監査の対象

公の施設の指定管理者及びその所管課

(1) 対象所管課 農政部 農政課

（施設名 会津若松市公設地方卸売市場）

(2) 対象指定管理者 一般社団法人 会津若松市公設地方卸売市場協会

3 監査対象期間

平成29年度事務執行分

4 監査対象事項

(1) 所管課

- ア 公の施設の指定管理の根拠等
- イ 指定管理者の指定、管理に関する協定の状況
- ウ 協定の履行、指定管理者に対する監督等

(2) 指定管理者

- ア 関係法令等に基づく管理の状況
- イ 協定等に基づく義務の履行状況
- ウ 経費節減及び利用者サービス向上への取組状況

5 監査の着眼点

指定管理者制度は、多様化する市民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上を図ることを目的としている。

全国都市監査委員会が定める「監査等の着眼点」の「第5 財政援助団体等監査の着眼点」のうち「4 公の施設の指定管理者監査」等に基づき、指定管理に係る出納その他の事務の執行が、指定管理者制度の目的に沿い適正かつ効率的に行われているかについて、監査を実施した。

6 監査実施内容

公の施設の指定管理者及び所管課に対し、あらかじめ出納その他の事務の執行にかかわる関係資料の提出を求め、当該資料の精査により更なる調査を必要とする事項について、指定管理者の事務責任者及び所管課の所属長の出席を求め、監査委員による対面監査において、説明を聴取した。

また、施設に係る現地調査及び備品調査を実施した。

7 監査の実施場所及び日程

(1) 書類審査

ア 実施場所 監査事務局内

イ 実施日 平成30年10月10日から同年12月19日まで

(2) 現地調査及び備品調査

ア 実施場所 会津若松市公設地方卸売市場

イ 実施日 平成30年11月19日

(3) 対面監査

ア 実施場所 河東支所3階会議室

イ 実施日 平成30年12月19日

8 監査結果

公の施設の指定管理者を対象として、所管部局の指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか、指定管理者が行う公の施設の管理業務が、条例及び協定等に基づいて適切に行われているか等の観点から監査を実施した結果、おおむね適正な事務処理がなされていたが、更なる事務執行の適正を期し、次のとおり意見を述べる。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、別途措置を促した。

(1) 意見

下記のとおり意見を付すべき事項が認められたので、事務事業の遂行に当たって留意されたい。

○指定管理事業としての予算及び決算報告について（農政課及び一般社団法人会津若松市公設地方卸売市場協会）

指定管理事業においては、その協定書及び仕様書において、収支予算書及び収支決算書の提出が定められているが、提出されたものは、市からの指定管理料に基づく指定管理事業と、一般社団法人会津若松市公設地方卸売市場協会（以下「市場協会」という。）が協会会員から納付される会費により実施されてきた従来のいわゆる協会事業とが区分されず、法人全体として作成されたものであり、結果して、指定管理事業の収支状況が判然としないものであった。

一方、指定管理者への聞き取り及び資料の提出により、指定管理者においては、内部資料として法人全体はもとより、税法上における収益事業たる指定管理事業と非収益事業たる協会事業を区分した財務資料が税理士により作成されていることを確認することができた。

今後は、指定管理事業の収支見通しを明確にすると共に、収支実績を検証しつつ、より効果的、効率的な事業展開が図られるよう所管課と指定管理者において指定管理事業と協会事業の役割分担に意を用いつつ、両者を区分した収支予算書及び収支決算書のあり方について、協議、検討されたい。

○施設の維持管理について（農政課及び一般社団法人会津若松市公設地方卸売市場協会）

施設の維持管理については、平成29年度において、指定管理者が外部へ依頼し修繕を行ったものが47件、金額にして8,110,143円、指定管理者が自ら直営にて修繕を行ったものが71件あり、指定管理者において施設の故障や破損について柔

軟かつ迅速な対応が図られている。

なお、上記の外部依頼修繕47件のうち3件、合計4,233,600円については、本来、協定書により市と市場協会が協議の上、市が実施することとされた50万円以上の大規模な工事であった。

それに対し、所管課の負担においては、平成29年度に実施した修繕は、重量シャッター改修工事等の大規模修繕など2件、17,211,960円となっている。

このように、本市場は開設から40年以上が経過し、施設の老朽化が進行していることから、その対応はますます重要となってくると考えられる。

したがって、今後の維持管理においては、長寿命化を含めた長期的な見通しによる修繕計画の検討と、その実現に向けた市と指定管理者の役割分担の明確化がこれまで以上に必要となってくるものと思料される。今後、所管課及び指定管理者において、そうした観点に立って、十分な協議、検討を図られたい。

○市場の活性化策について（農政課及び一般社団法人会津若松市公設地方卸売市場協会）

当該指定管理事業においては、その仕様書により指定管理者が「市場活性化プラン」の具現化に向け、市や関係機関等との連携を図りながら各種事業の推進に努めることが求められている。

こうした中で、指定管理者においては、自主事業としてホ

ホームページの更新による広報活動を行ってきた経過にあるが、その内容は市場協会が指定管理者となる以前からの既存ホームページの一部内容修正に留まるものであり、市場からの積極的な情報発信までには至っていない現状にある。今後は指定管理者として、市場の活性化に向け、魅力あるホームページの構築に努める必要がある。

また、指定管理者が自主事業として、販売促進事業への参画、市場開放イベント開催及びホームページにおける「食」の情報発信などを事業計画に掲げたところであるが、一般社団法人という団体の立場としてはその構成員である事業者ごとの意識や体力の違いもあって、これまで必ずしも十分な事業展開が図られていない現状にあった。

しかしながら、次年度以降においては、市場活性化への取組として市制 120 周年や市場開場 45 周年に併せて市場まつりの開催を検討しているとのことであり、今後、指定管理者として更なる市場活性化へ向けた動きが期待されるところである。

したがって、指定管理者に指定されて以来ここ数年間は、施設の維持管理等ハード面の事業展開に重きが置かれてきたものと思料するが、今後においては、市場活性化に係るソフト面の充実に向けた新たな役割へ果敢に挑戦することを含め、所管課及び指定管理者が、相互に協力し知恵を出し合いながら、会津若松市公設地方卸売市場「経営展望」において位置付けられた指定管理者としての役割を十分果たしうるように

努められたい。